

浜環政第 179 号
平成 26 年 12 月 24 日

静岡県知事 川勝 平太 様

浜松市長 鈴木 康友



一般国道 474 号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）
環境影響評価方法書に関する意見について（回答）

平成 26 年 12 月 17 日付環生第 347 号にて照会のありました件について、静岡県環境影響評価条例第 14 条第 2 項の規定による環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり回答します。



浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

電話：053-453-6149 FAX：053-450-7013

e-mail：kankyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

一般国道474号三遠南信自動車道（水窪～佐久間）
環境影響評価方法書に関する意見

1 はじめに

当該事業実施区域は、中央構造線に沿うように位置し、天竜奥三河国定公園（特別地域）に一部該当する豊かな自然環境であり、その周辺を含め、地域景観を構成する要素となっている人と自然の触れ合いの活動の場が点在している。また、当該事業実施区域内の表層水は、簡易水道や飲料水供給施設に利用されている一方で、当該事業の特性として、森林地域内の土工、橋梁による工事、トンネル工事が大部分になることが見込まれる。

環境影響評価を行うにあたっては、このような地域特性や事業の特性を考慮し、適切な調査・予測を行うことが必要である。

2 全般的事項

- (1) 当該事業による環境影響を可能な限り小さくするよう配慮するため、調査によって得られた知見、専門家等からの情報・意見を、環境影響評価に十分に反映させること。
- (2) 追加の調査等の必要が生じた場合は専門家の助言を求め、選定した評価項目・手法を見直し、柔軟に対応すること。
- (3) 選定した環境影響評価の各項目に係る調査及び必要に応じて実施した調査の計画や結果は、調査実施計画書や準備書において詳細に記載すること。

3 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

特に意見なし。